

令和 7 年 5 月 2 9 日

令和 7 年第 3 回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件 名 等	頁
議案第 3 2 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 3 3 号	専決処分の承認を求めることについて	5
議案第 3 4 号	専決処分の承認を求めることについて	8
議案第 3 5 号	宮代町スキップ広場条例の一部を改正する条例について	1 1
議案第 3 6 号	宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	1 3
議案第 3 7 号	工事請負契約の締結について	1 7
議案第 3 8 号	工事請負契約の締結について	1 8
議案第 3 9 号	工事請負契約の締結について	1 9
議案第 4 0 号	令和 7 年度宮代町一般会計補正予算（第 1 号）	2 0

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町税条例を改正する必要性が生じたことから、宮代町税条例の一部を改正する条例を専決処分の上、同日に公布したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

宮代町税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和 7 年 3 月 3 1 日

宮代町長 新 井 康 之

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用すること

ができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町都市計画税条例を改正する必要性が生じたことから、宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分の上、同日に公布したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和 7 年 3 月 3 1 日

宮代町長 新 井 康 之

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例

宮代町都市計画税条例（平成２２年宮代町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第６項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第７項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１７項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 3 4 号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたことから、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分の上、同日に公布したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和 7 年 3 月 3 1 日

宮代町長 新 井 康 之

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

宮代町スキップ広場条例の一部を改正する条例について

宮代町スキップ広場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 29 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

宮代町スキップ広場について、指定管理者から直営による管理運営に変更したことに伴い、宮代町スキップ広場条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町スキップ広場条例の一部を改正する条例

宮代町スキップ広場条例（平成２３年宮代町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第５条関係）

区分	１時間あたりの使用料
全面	５００円
１／５面	１００円

備考

- １ 使用料には、電気料を含む。
- ２ 営利又は宣伝を目的としない場合で入場料及びその他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収するときの使用料は、次のとおりとする。この場合において、入場料等が２種類以上定められているときは、その最高額の入場料等とする。
 - ア 入場料等が１人当たり１，０００円以下のときは、当該基本使用料の１．２倍の額とする。
 - イ 入場料等が１人当たり１，００１円以上３，０００円以下のときは、当該基本使用料の１．５倍の額とする。
 - ウ 入場料等が１人当たり３，００１円以上のときは、当該基本使用料の２倍の額とする。
- ３ 営利又は宣伝を目的とする場合の使用料は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいう。）は当該基本使用料の４倍の額とし、それ以外については、当該基本使用料の２倍とする。
- ４ 使用料に１０円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮代町スキップ広場条例別表の規定は、令和７年４月１日から適用する。

議案第 36 号

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 29 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年宮代町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援を行う」を「支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第5項第1号中「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」を「子ども・子育て支援法」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力者を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行う者をいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

（宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2）町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2）次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例附則第4項及び改正後の宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例附則第5項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第 37 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 東小学校外壁改修工事 |
| 2 | 施 工 箇 所 | 東小学校地内 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和 7 年 1 2 月 2 6 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 1 億 1, 0 8 0 万 3, 0 0 0 円 |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県南埼玉郡宮代町百間 2 丁目 1 番 1 5 号
中村建設株式会社
代表取締役 中村 英基 |

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

東小学校外壁改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出するものである。

議案第 38 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 百間中学校外壁改修工事 |
| 2 | 施 工 箇 所 | 百間中学校地内 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和 7 年 1 2 月 2 6 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 8, 7 6 7 万円 |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県南埼玉郡宮代町百間 2 丁目 1 番 1 5 号
中村建設株式会社
代表取締役 中村 英基 |

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

百間中学校外壁改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出するものである。

議案第 39 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 総合運動公園避難所空調設備設置工事 |
| 2 | 施 工 箇 所 | 総合運動公園地内 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和 8 年 3 月 3 1 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 2 億 1, 1 2 0 万円 |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎 7 4 5 番地 2
株式会社中村工業所 宮代営業所
所長 瀬口 卓 |

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

総合運動公園避難所空調設備設置工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出するものである。

議案第40号

令和7年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について

令和7年度宮代町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和7年5月29日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

定額減税を補足する調整給付に係る不足額給付のほか、医療費助成に係るオンライン資格確認のためのシステム更新及びコミュニティ助成金の交付等に伴い、令和7年度宮代町一般会計予算に1億4,109万5,000円を追加し、総額を136億6,709万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。